

子どもの家等事業のあり方の見直しに係るこれまでの検討経過について

◎ 趣 旨

子どもの家・留守家庭児童会（以下「子どもの家等」という。）事業のあり方の見直しに係るこれまでの検討経過について報告するもの

1 見直しの背景

- ・ 「子ども・子育て支援新制度」や女性の就業率の上昇などに伴い、利用児童数が増加（H26年度：3,798名 R1年度：5,537名）しており、運営委員会の負担や責任が増加し続けている中、ボランティアによる運営の継続が危ぶまれている。
- ・ また、サービス内容は各子どもの家等が決めており、利用者が受けられるサービスに差が生じているとともに、利用者のニーズの変化などに適切に対応できない子どもの家等がある。
- ・ 本市においては、子どもの家等に対して、指導員の人材登録制度や会計処理システムなどの運営支援、利用時間を拡充するための委託料の上乗せなどを行ってきたが、これまでの支援等では対応し切れない状況となっている。

2 検討の経過

平成30年2月～	子どもの家等事業のあり方について全庁的に検討を開始 (検討委員会 6回開催, 作業部会 12回開催)
4月	運営委員, 指導員に対するアンケート調査(477人/66クラブ)
6月～	子どもの家等事業に係るあり方に関する懇談会(4回開催) 子どもの家連合会役員会との意見交換会(2回開催) ブロック会議での意見交換会(5ブロック全てで開催)
7月	保護者に対するアンケート調査(3,242人/66クラブ)
平成31年1月	懇談会からの意見書提出
2月	子どもの家等への周知公表

3 顕在化してきている問題

(1) サービス内容, 入所基準及び保護者負担金に関する問題

- ・ 就学前の保育園等と子どもの家等で開設時間や土曜日の開設など受けられるサービスに差があり、子どもの就学後、仕事に支障をきたしている保護者が存在する（小1の壁）。
- ・ 各子どもの家等で、開設時間や土曜日の開設など受けられるサービスや入所基準、保護者負担金に差が生じている。
- ・ 受けられるサービス内容と保護者負担金の間に不均衡が生じている。

(2) 運営体制に関する問題

- ・ 運営責任や負担をボランティアが担うことは難しくなってきている。
- ・ 一部では、後継者の確保が難しく、事業の継続性に懸念がある。
- ・ 本市の指導員の賃金は改善が進んでいないため、運営委員会による指導員の確保に支障を来たしている。

4 子どもの家等事業のあり方の見直し

(1) 基本的な方向性

- ・ 公的サービスとして確実にサービスを提供することにより、子育てと仕事の両立を支援する。
- ・ 運営体制の強化を図ることにより、将来にわたり持続可能で安定した事業とする。

(2) 見直しの内容（別紙1「見直しの内容」参照）

ア 開設時間、開設日、入所基準及び保護者負担金の統一

- ・ 開設時間及び開設日については、就学前の保育園等で提供しているサービス水準を基本に、全ての子どもの家等で統一する。
- ・ 入所基準及び保護者負担金については、全ての子どもの家等で統一する。

イ 法人格を持つ運営主体への移行

現行の運営委員会による運営から、保育に関する専門知識とノウハウを持ち、安定した運営と本市が設定するサービス水準、指導員の安定した雇用を確保できる法人格を持つ運営主体による運営へ移行する。

（株式会社，社会福祉法人，特定非営利活動法人など）

《参考》

現時点における運営委員，指導員及び保護者からの意見の状況

- ・ 運営委員，指導員及び保護者の全体を通して，事業見直し自体について反対する意見は寄せられておらず，市が決めたならば従うという意見が大勢を占めている。
- ・ また，見直し自体には賛成としつつ，新たな運営主体に移行した後のサービス内容や指導員の処遇について配慮を求める意見が寄せられている。

5 今後検討する事項

- ・ 委託契約する運営規模
- ・ 指導員の処遇
- ・ 保護者負担金と本市委託料の設定
- ・ 本市の指導監督体制
- ・ 現行の運営委員会の関わり方
- ・ 公募方法，募集要項等の詳細設計

6 今後の検討スケジュール

令和元年度	見直しの詳細設計（9月公表） 移行時期について運営委員会の合意形成
令和2年度～	新たな運営主体の選定，引継ぎ
令和3年度～	法人格を持つ運営主体へ移行を開始し，移行した子どもの家等から統一したサービス水準や保護者負担金で運営
令和6年度	全ての子どもの家等で運営主体の移行とサービス水準や保護者負担金の統一が完了